

II. 中国悪意の商標調査

1. 本調査の目的

悪意の商標に関しては、日米欧中韓による商標五庁（TM5）でも、制度・運用の情報交換を行うとともに、ユーザーに対してこれらの情報提供を行うことを目的とした協力プロジェクトが進行しており、共通の課題と認識されている。

中でも中国では、毎年 200 万～300 万件の商標登録出願がなされており、悪意の商標の問題がより深刻と推察される。そこで、悪意の商標に関する研究に取り組むに当たり、中国における悪意の商標に関する実態を把握するためにこの調査分析を行う。

2. 調査範囲

①調査対象案件

商標行政訴訟案件（異議申立、無効宣告請求）

②調査対象法院

- ・北京知的財産法院（北京知的財産法院設立前は、北京市第一中級人民法院）
- ・北京市高級人民法院
- ・最高人民法院

③調査期間

判決日が 2012.7.1～2017.6.30 の 5 年間

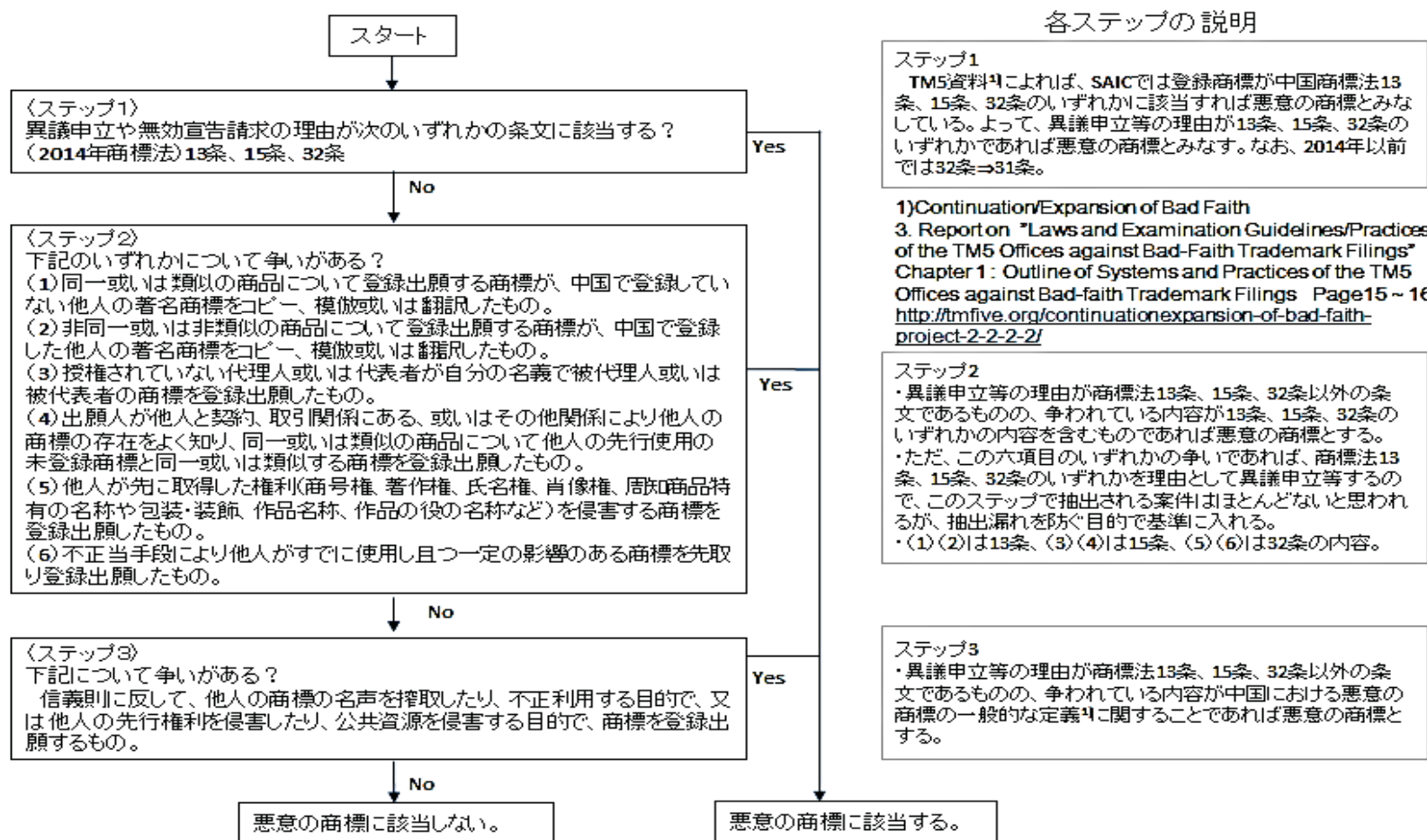
3. 調査分析の内容

以下の手順で調査分析を行った。

①調査対象案件の中から下図の「中国悪意の商標」抽出の判断基準」に基づいて悪意の商標に関する案件の抽出を行った。なお、訴訟で最終的に悪意の商標に認定されなかったが、争いがあった案件も抽出した。

「中国悪意の商標」抽出の判断基準

添付1



②抽出した悪意の商標の案件について、表1の項目に関するデータを収集・整理して元データを作成した。

【表1】元データ

	項 目	備 考
1	最終審級	最終審級を「一審」「二審」「再審」のいずれかに分類する。
2	判決番号	判決番号を明記する。
3	裁判所名	裁判所名を明記する。
4	受理日	法院に受理された年月日を明記する。
5	判決日	判決年月日を明記する。
6	審理期間	前記項目4と項目5による審理期間(日数)を計算する。
7	請求種別	請求種別を「異議申立」「無効宣告」のいずれかに分類する。
8	商標登録番号	商標登録番号を明記する。
9	登録商標	登録商標を明記する。
10	申立人(請求者)の商標等	申立人(請求者)の商標等(人名、地名、ブランド名等)を明記する。
11	登録商標の指定商品・役務	登録商標の指定商品・役務を明記する。指定商品等が複数の場合、「 」符号により分けて記載する。
12	登録商標の指定商品・役務の区分	登録商標の指定商品・役務の区分を明記する。区分が複数の場合、「 」符号により分けて記載する。
13	当事者名	商標権者と申立人(請求者)の当事者名をそれぞれ明記する。商標権者等が複数人の場合、「 」符号により分けて記載する。【例】「企業A 企業B 企業C」
14	当事者属性1(法人/自然人/その他)	当事者を自然人、法人、その他(大学、研究機関など)に分類する。
15	当事者属性2(国籍)	当事者の国籍をその当事者の住所に基づいて明記する。商標権者等が複数人の場合、対応する国籍を「 」符号により分けて記載し、項目12の当事者名と1対1で対応するものとする。【例】(企業Aは中国企業、企業Bは米国企業、企業Cは中国企業の場合)：「中国 米国 中国」
16	当事者属性3(投資元の企業の国籍)	当事者が法人の場合、その法人の投資元の企業の国籍を工商情報データに基づき明記する。 1. 商標権者等が複数人の場合、対応する投資元の国籍を「 」符号により分けて記載し、項目12の当事者名と1対1で対応させる。【例】(企業Aは中国資本、企業Bは米系、企業Cは日系の場合)「中国 米国 日本」 2. 中外合資企業は、外資の割合にかかわらず、投資の外商国籍に基づき記載する。

		3. 外商単独資本企業は、投資の外商国籍に基づき記載する。
17	当事者属性 4(企業規模)	当事者が法人の場合、大企業と中小企業に分類する。 1. 大企業、中小企業の区分については、工商情報データに基づいて以下の通り分類する。 大企業：登録資本資金 5000 万人民币元以上 中小企業：登録資本金 5000 万人民币元以下 2. 工商情報では、中国企業（中資企業、中外合資（現地法人）、外商単独資本（現地法人））の登録資本金しか記載されていないので、登録資本金による区分は、中国企業に限り、外国企業では空白とする。
18	原告	「商標権者」か「申立人(請求者)」のいずれが原告かを明記する。
19	根拠条文	異議申立あるいは無効宣告請求の理由の根拠条文を明記する。条文が複数の場合、「 」符号により分けて記載する。
20	悪意の商標の類型化 1	悪意の商標を 6 つの類型に分ける。複数の類型が該当する場合、「 」符号により分けて記載する。 ①他人の先使用の未登録周知商標の抜け駆け登録 ②信義関係がある当事者間での抜け駆け登録 ③ブローカー性質の登録 ④他人の既得権に係る抜け駆け登録 ⑤公共資源に対する抜け駆け登録 ⑥その他 なお、悪意の商標の類型には、北京知識産権法院が公表した類型 ²² などがあるが、今回の調査では中国社会科学院 知識産権センターの張鵬 助理研究員が作成した類型を使用した。
21	悪意の商標の類型化 2	悪意の商標に含まれる文字等を 4 つの類型に分ける。複数の類型が該当する場合、「 」符号により分けて記載する。 ①地名 ②人名 ③周知ブランド ④その他
22	原審の結果	原審(商標評審委員会の審決)の結果(登録の「維持」あるいは「取消」)を明記する。
23	審理結果	原審の対する結果（原審維持あるいは原審取消）と、前審（一審の場合は不要）に対する結果をそれぞれ明記する。 1. 原審の一部が取消しされた場合も取消と見なす。 2. 取下げなど、その他の審理結果の場合、その他の内容を記載する。
24	最終結果	異議申立あるいは無効宣告請求の最終結果(登録の「維持」あるいは「取消」)を明記する。

²² https://mp.weixin.qq.com/s/Es9dlnw8NWH_z9sfW0etLQ(最終アクセス日：2017 年 9 月 28 日)

25	法官氏名	法官氏名を明記する。【例】「裁判官 X 裁判官 Y」
26	抽出根拠	悪意の商標の抽出基準において、どのステップで抽出されたか。
27	メモ	悪意の商標の抽出基準に従って抽出したものの、悪意の商標に該当するか懸念が生じそうなものについて、その内容をメモする。 【例】異議申立人が商標法 13 条を根拠に異議申立しているにもかかわらず、他人の商標が著名であることを示す証拠等を一切提出しない場合、「他人の商標が著名であることを示す証拠等が一切提出されていないので悪意の商標に該当しない可能性あり」のようなメモを作成。

③元データに基づき、表 2 の分析項目に関するデータを収集・整理して調査分析データを作成した。

【表 2】調査分析

	分 析 項 目	備 考
1	年度別の案件数	〔表 1〕の項目 5、24 をベースに各年度の件数を審級別に算出する。同一事案で複数の審級があった場合、各審級でそれぞれ件数をカウントする。
2	当事者属性分析	〔表 1〕の項目 13～17、24 をベースに、下記項目に関する当事者属性を商標権者と申立人(請求人)とに分けて件数と割合を算出する。同一事案で複数の審級があっても 1 件としてカウントする。 ・当事者属性 A (個人、企業、その他) ・当事者属性 B (大企業、中小企業) ・当事者属性 C (国籍。表 1 項目 16 の国籍を使い、表 1 項目 16 の国籍が不明の場合は表 1 項目 15 の国籍を使う。また、事件数トップ 15 の国を分析し、トップ 15 に日本がない場合は日本を追加する。) 【例】 ・項目 15 が中国で、項目 16 も中国→国籍は中国 ・項目 15 が中国で、項目 16 が不明→国籍は中国 ・項目 15 が中国で、項目 16 が日本→国籍は日本 ・項目 15 が日本で、項目 16 が不明→国籍は日本
3	悪意の商標の類型別分析 1	〔表 1〕の項目 20、24 をベースに悪意の商標の類型ごとの件数と割合を算出する。同一事案で複数の審級があっても 1 件としてカウントする。
4	悪意の商標の類型別分析 2	〔表 1〕の項目 21、24 をベースに悪意の商標の類型ごとの件数と割合を算出する。同一事案で複数の審級があっても 1 件としてカウントする。

5	悪意の商標の根拠条文分析	〔表 1〕の項目 19、24 をベースに悪意の商標の根拠条文ごとの件数と割合を算出する。同一事案で複数の審級があっても 1 件としてカウントする。
6	悪意の商標の指定商品・役務分析	〔表 1〕の項目 12、24 をベースに悪意の商標の区分ごとの件数と割合を算出する。同一事案で複数の審級があっても 1 件としてカウントする。
7	原審維持率・取消率の分析	〔表 1〕の項目 22、23 をベースに、原審維持率・取消率を審級別・原審の結果別に算出する。
8	最終審の結果分析	〔表 1〕の項目 24 をベースに、最終審の結果（維持あるいは取消）について、それぞれの件数と割合を算出する。

4. 調査データベースと調査件数

今回のデータは中国の知識産権データベースにより商標行政訴訟案件（異議申立、無効宣告請求）の裁判文書から 2851 件の悪意の商標に関する案件の判決情報を収集した。

5. 調査結果

(1) 年別の案件数

年別の悪意の商標に認定された案件数と悪意の商標に認定されなかった案件数を下記図表の通り示す。

(一審の判決日が不明の案件は二審の受理日から2ヶ月前と推定した。)

審級	悪意の商標に認定された案件						悪意の商標に認定されなかった案件					
	2012 (7-12月)	2013	2014	2015	2016	2017 (1-6月)	2012 (7-12月)	2013	2014	2015	2016	2017 (1-6月)
一審	341	185	199	294	217	51	431	182	259	235	189	12
二審	106	98	251	162	190	97	134	220	281	176	211	31
再審	1	2	9	0	6	0	0	4	0	0	2	0

表 II-1-1 悪意の商標に認定された案件数と悪意の商標に認定されなかった案件数

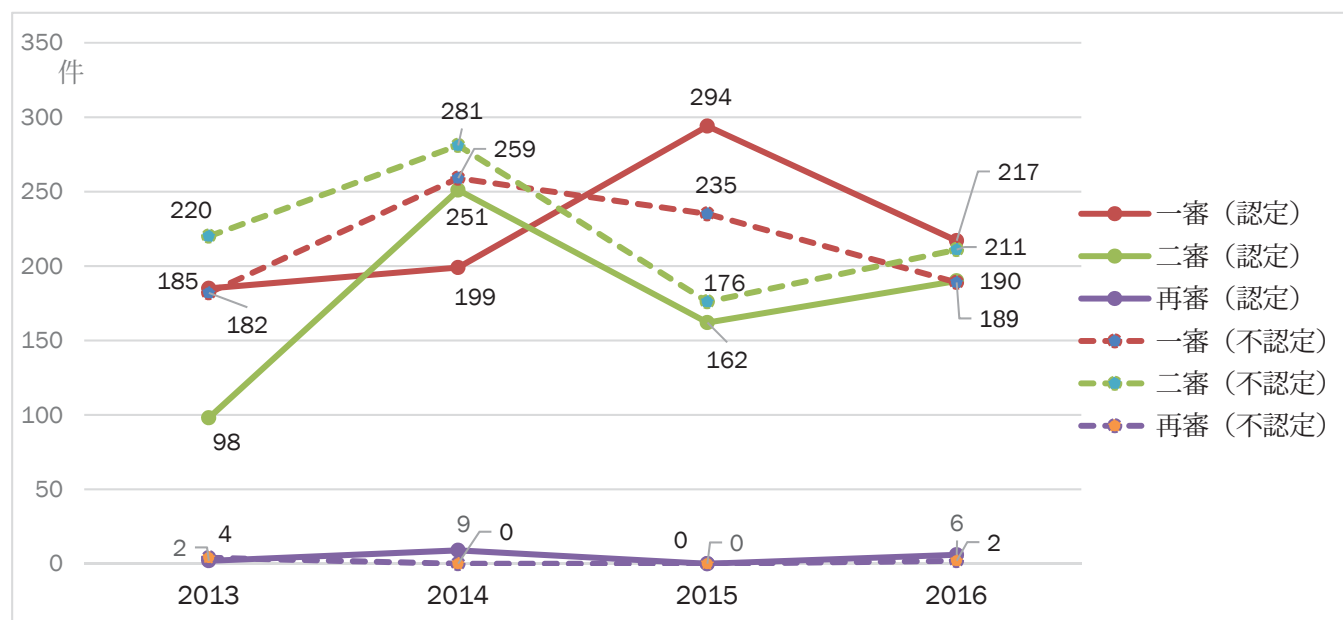


図 II-1-1 年別の案件数の推移図

(2) 当事者属性分析

(i) 当事者属性 A (個人、企業、その他) 分析

当事者を個人、企業、その他の三類に分けて、悪意の商標に認定された案件数と割合、悪意の商標に認定されなかった案件数と割合を下記図表の通り示す。(当事者が個人経営者の場合は個人とした。)

属性	商標権者側				申立人側			
	件数		割合		件数		割合	
	認定	不認定	認定	不認定	認定	不認定	認定	不認定
個人	670	499	43.1	38.5	51	65	3.3	5.0
企業	881	786	56.7	60.6	1476	1219	94.9	94.0
その他	3	12	0.2	0.9	28	13	1.8	1.0
計	1554	1297			1555	1297		

表 II-2-1 商標権者側と申立人側 (件数、割合)

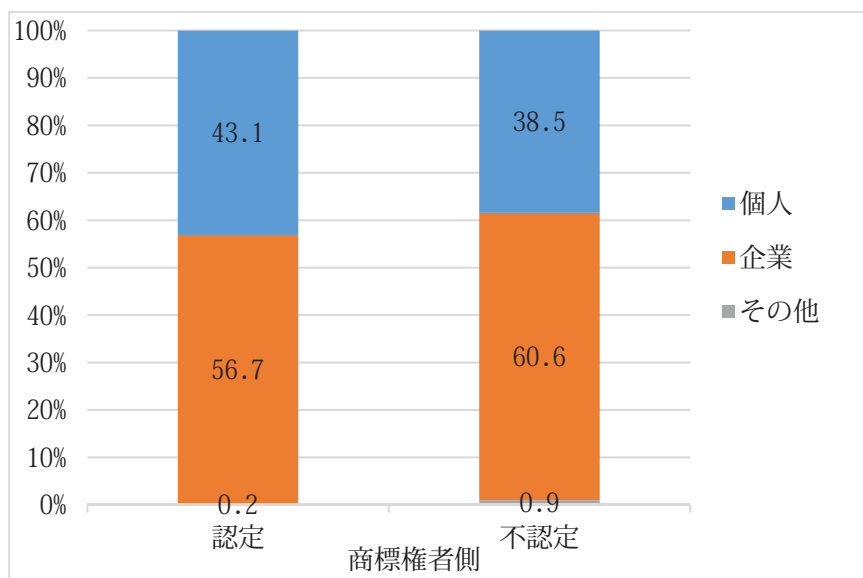


図 II-2-1 当事者が商標権者側の割合

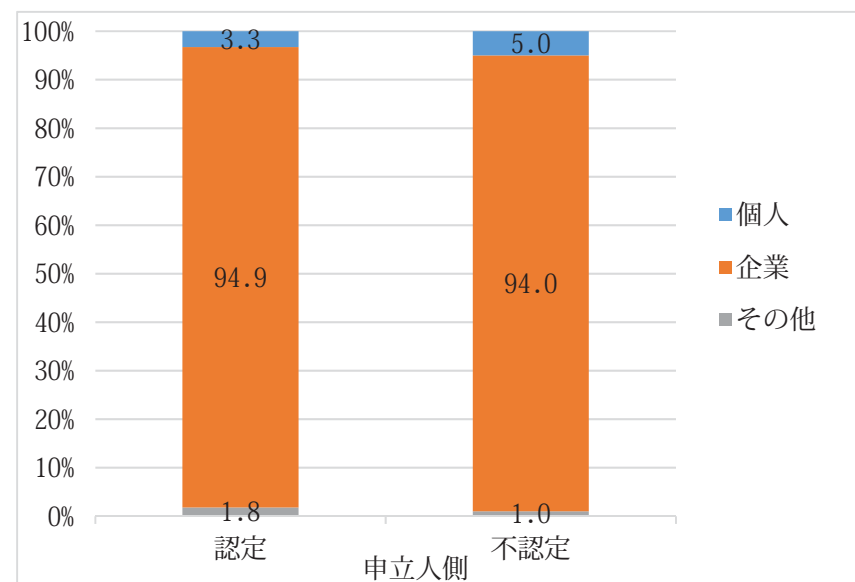


図 II-2-2 当事者が申立人側の割合

(ii) 当事者属性 B（大企業、中小企業）分析

当事者の企業規模によって、悪意の商標に認定された案件数と割合、悪意の商標に認定されなかった案件数と割合を下記図表の通り示す。（表 1 項目 15 の国籍が中国の企業を集計対象とした。また、企業情報が非公開のため、企業規模が不明の企業あり。）

属性	商標権者側				申立人側			
	件数		割合		件数		割合	
	認定	不認定	認定	不認定	認定	不認定	認定	不認定
大企業	129	140	16.6	21.0	407	245	54.5	53.7
中小企業	650	526	83.4	79.0	340	211	45.5	46.3
計	779	666			747	456		

表 II-2-2 商標権者側と申立人側（件数、割合）

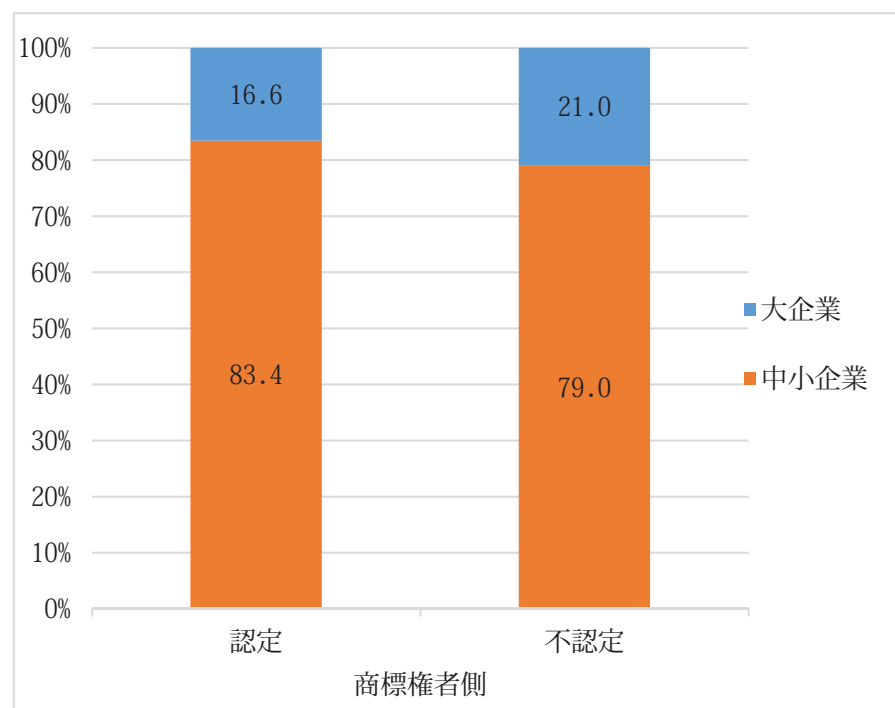


図 II-2-3 当事者が商標権者側の割合

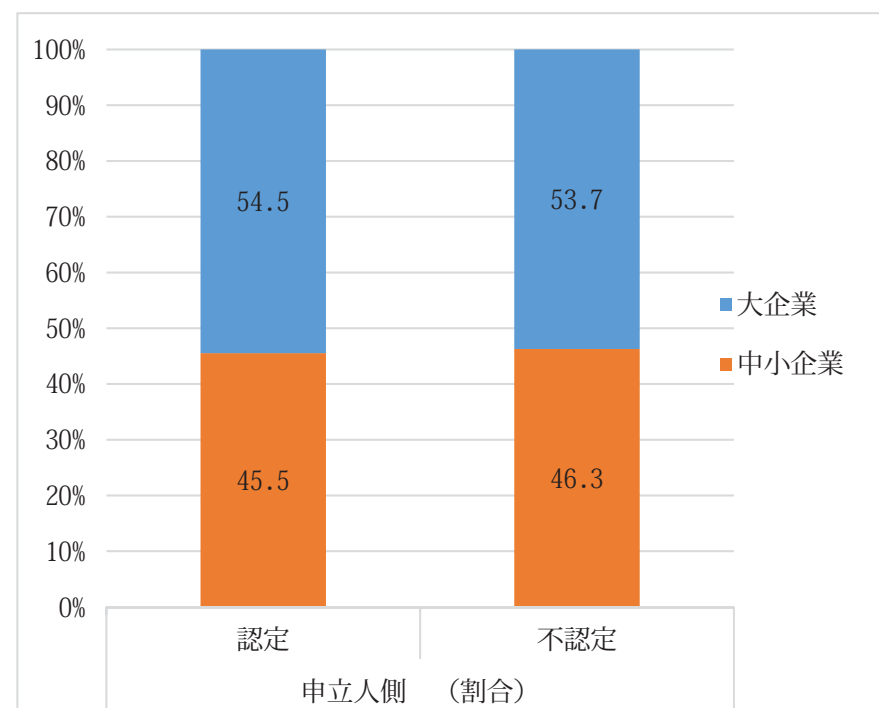


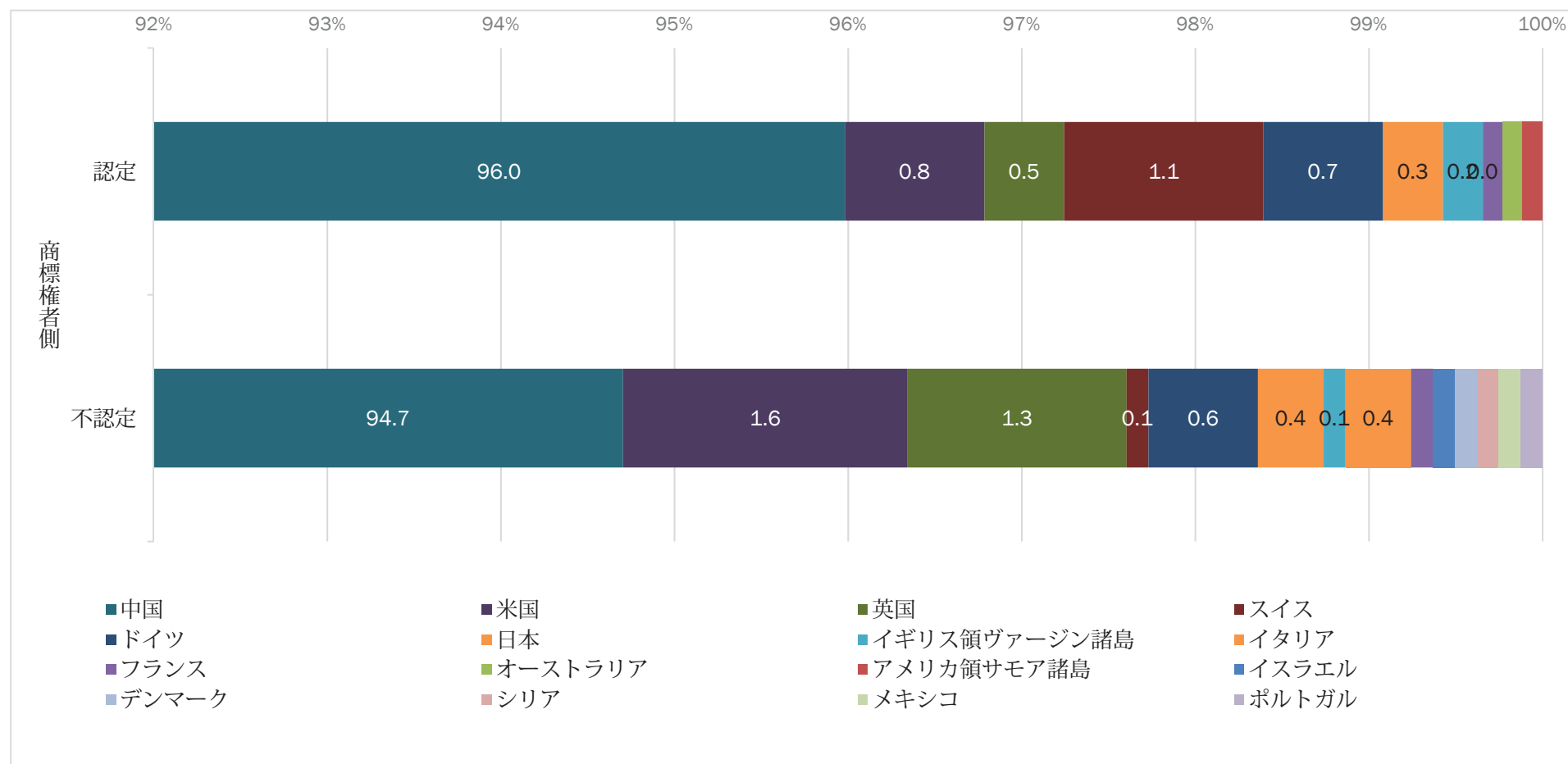
図 II-2-4 当事者が申立人側の割合

(iii) 当事者属性C(国籍)分析

当事者の国籍によって、悪意の商標に認定された案件数と割合、悪意の商標に認定されなかった案件数と割合を下記図表に示す。(集計対象は当事者が企業の場合のみとした。また、企業情報が非公開のため、企業の国籍が不明の企業あり。)

国	件数		割合	
	認定	不認定	認定	不認定
中国	836	751	96.0	94.7
米国	7	13	0.8	1.6
英国	4	10	0.5	1.3
スイス	10	1	1.1	0.1
ドイツ	6	5	0.7	0.6
日本	3	3	0.3	0.4
イギリス領ヴァージン諸島	2	1	0.2	0.1
イタリア	0	3	0.0	0.4
フランス	1	1	0.1	0.1
オーストラリア	1	0	0.1	0.0
アメリカ領サモア諸島	1	0	0.1	0.0
イスラエル	0	1	0.0	0.1
デンマーク	0	1	0.0	0.1
シリア	0	1	0.0	0.1
メキシコ	0	1	0.0	0.1
ポルトガル	0	1	0.0	0.1
計	871	793		

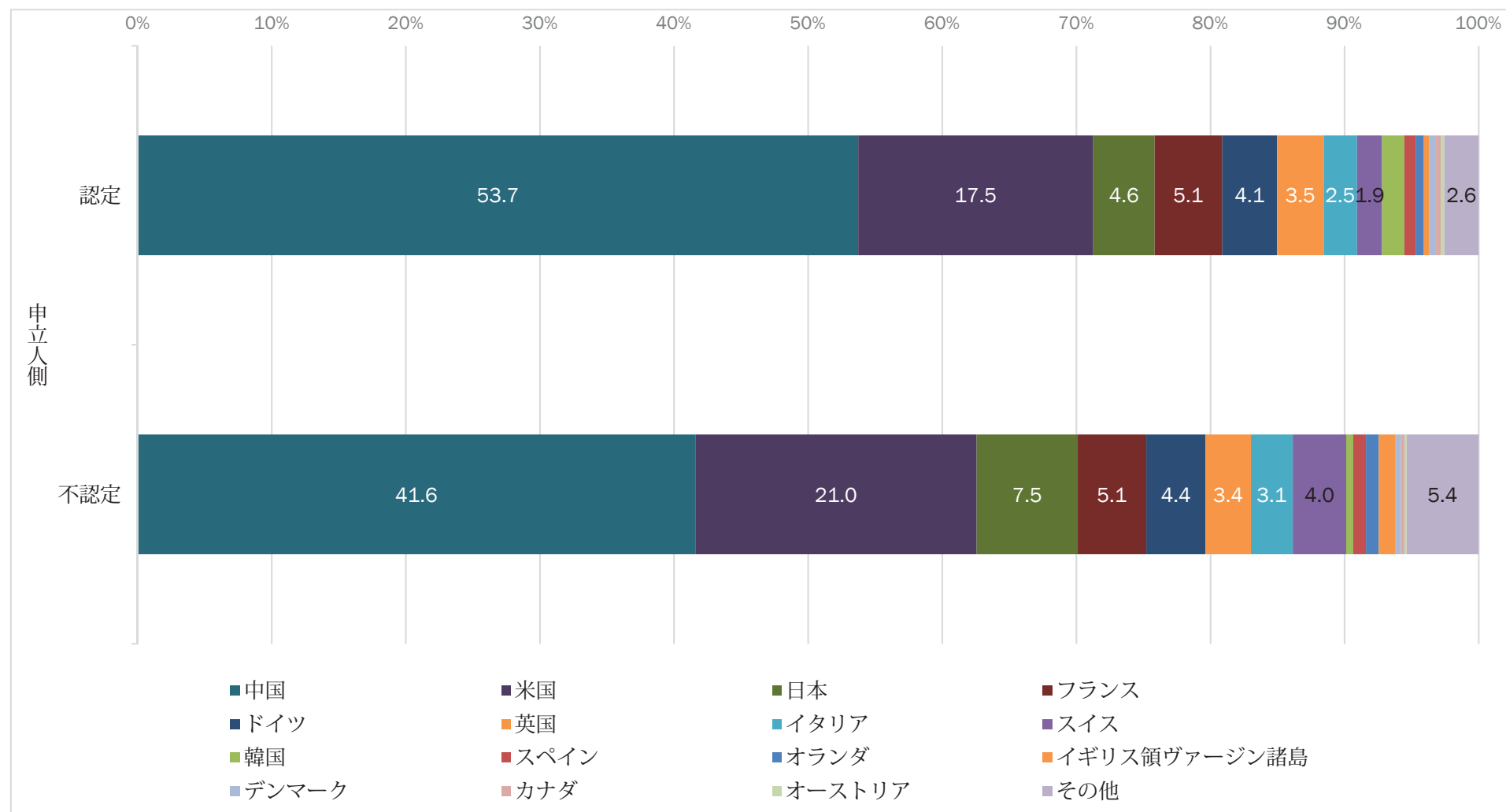
表II-2-3 商標権者側(件数と割合)



図II-2-5 国籍別の当事者属性分析（商標権者）

国	件数		割合	
	認定	不認定	認定	不認定
中国	776	480	53.7	41.6
米国	253	242	17.5	21.0
日本	66	87	4.6	7.5
フランス	73	59	5.1	5.1
ドイツ	59	51	4.1	4.4
英国	50	39	3.5	3.4
イタリア	36	36	2.5	3.1
スイス	27	46	1.9	4.0
韓国	24	6	1.7	0.5
スペイン	12	11	0.8	1.0
オランダ	9	11	0.6	1.0
イギリス領ヴァージン諸島	6	14	0.4	1.2
デンマーク	7	5	0.5	0.4
カナダ	5	3	0.3	0.3
オーストリア	4	2	0.3	0.2
その他	37	62	2.6	5.4
計	1444	1154		

表Ⅱ-2-4 申立人側（件数と割合）



図Ⅱ-2-6 国籍別の当事者属性分析（申立人）

(3) 悪意の商標の類型別分析1

悪意の商標の類型ごとの件数と割合を下記図表の通り示す。（判決文における申立人の主張に基づいて分類分けした。また、一つの案件が複数の類型に該当する場合がある。）

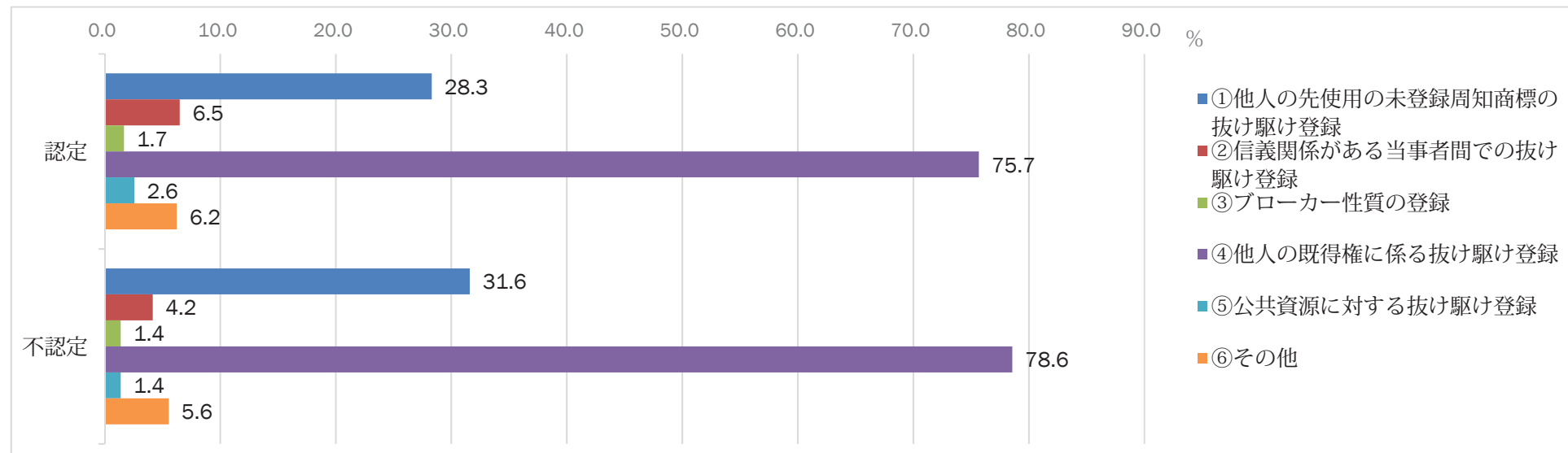
類型	件数		割合	
	認定	不認定	認定	不認定
①他人の先使用の未登録周知商標の抜け駆け登録	440	410	28.3	31.6
②信義関係がある当事者間での抜け駆け登録	101	54	6.5	4.2
③ブローカー性質の登録	26	18	1.7	1.4
④他人の既得権に係る抜け駆け登録	1176	1019	75.7	78.6
⑤公共資源に対する抜け駆け登録	40	18	2.6	1.4
⑥その他	97	72	6.2	5.6

悪意の商標の件数（①～⑥の合計ではない）

1554

1297

表Ⅱ-3-1 悪意の商標の類型別の件数と割合



図Ⅱ-3-1 類型別分析 1

(4) 悪意の商標の類型別分析2

悪意の商標の類型ごとの件数と割合を下記図表の通り示す。（一つの案件が複数の類型に該当する場合がある。）

類型	件数		割合	
	認定	不認定	認定	不認定
①地名	20	9	1.3	0.7
②人名	19	28	1.2	2.2
③周知ブランド	1001	776	64.4	59.8
④その他	523	490	33.7	37.8

悪意の商標の件数（①～④の合計ではない）

1554

1297

表Ⅱ-4-1 悪意の商標の類型ごとの件数と割合



図Ⅱ-4-1 類型別分析 2

(5) 悪意の商標の根拠条文分析

悪意の商標の根拠条文ごとの件数と割合を下記図表の通り示す。

条文	件数		割合	
	認定	不認定	認定	不認定
13 条	974	837	62.7	64.5
15 条	149	95	9.6	7.3
32 条 (旧 31 条)	962	899	61.9	69.3
7 条	1	1	0.1	0.1
30 条	22	9	1.4	0.7

悪意の商標の件数（上記件数の合計ではない）

1554

1297

表 II-5-1 悪意の商標の根拠条文ごとの件数と割合

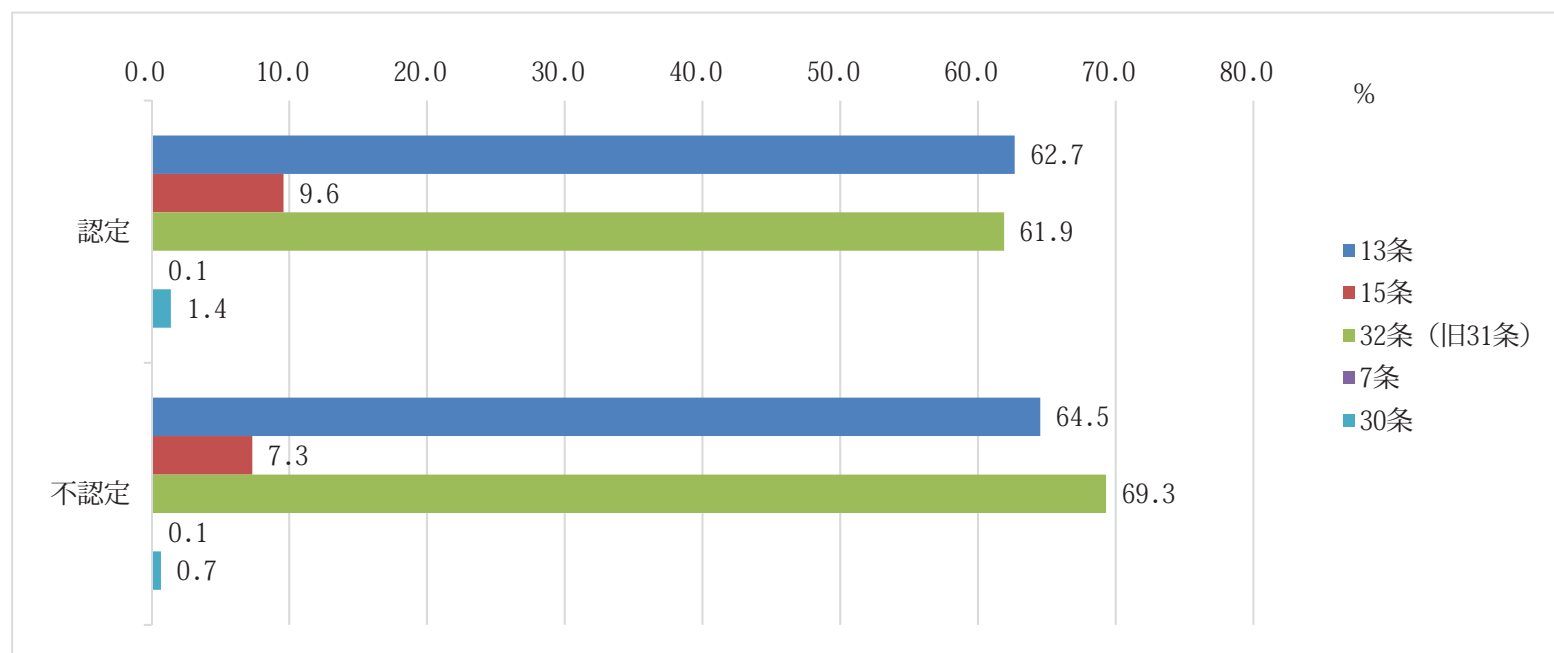


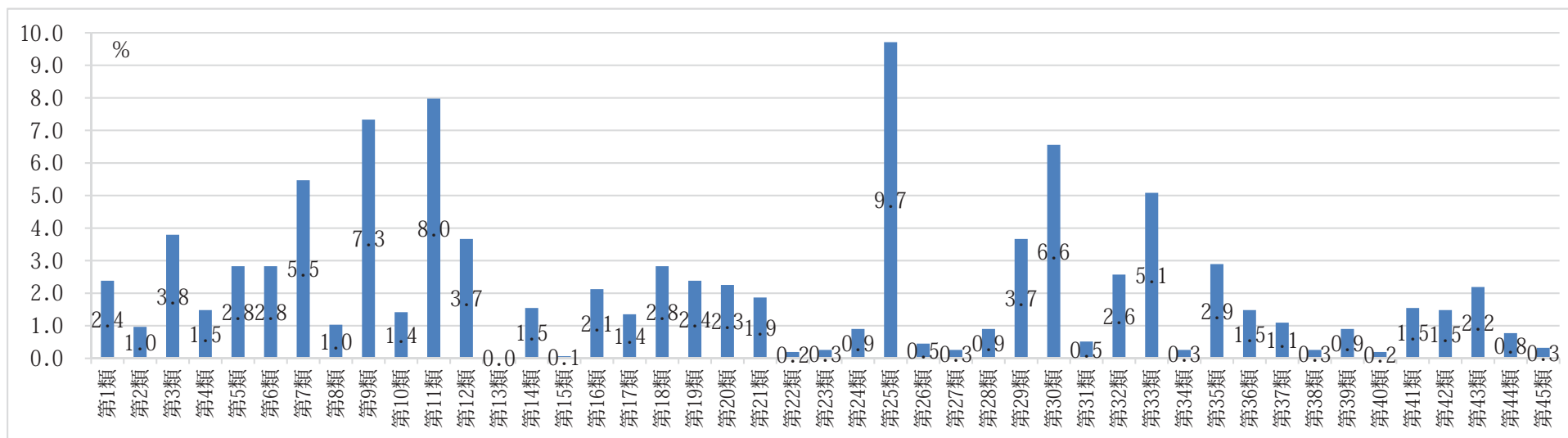
図 II-5-1 適用条文分析

(6) 悪意の商標の指定商品・役務分析

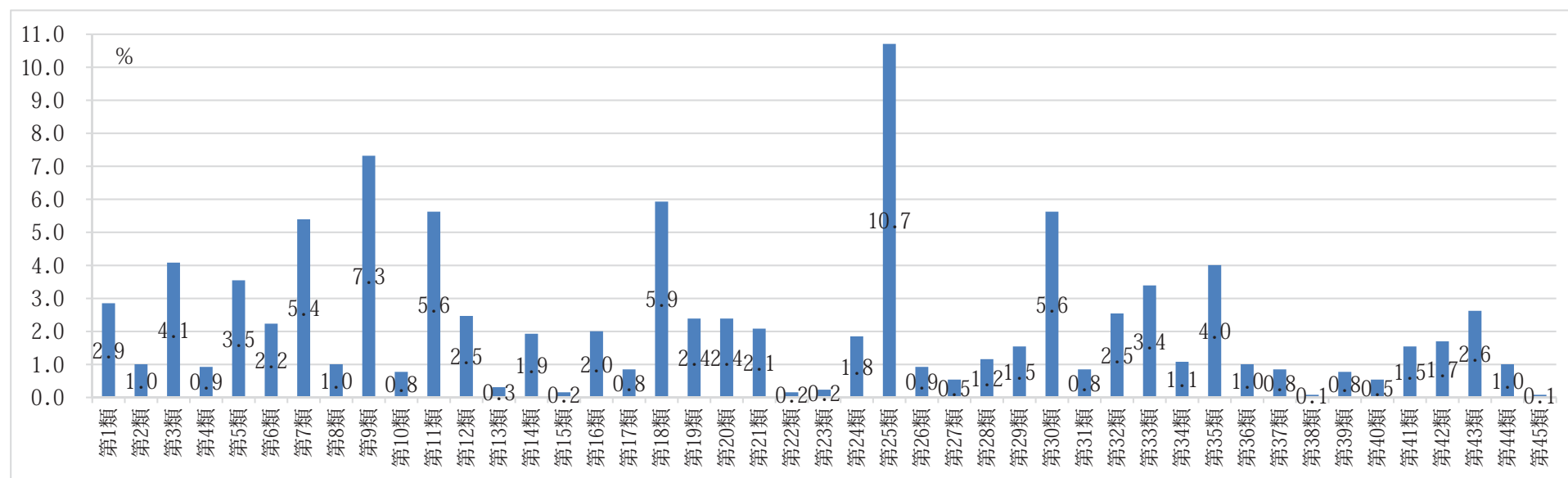
悪意の商標の指定商品・役務区分ごとの件数と割合を下記図表の通り示す。

区分	件数		割合		区分	件数		割合	
	認定	不認定	認定	不認定		認定	不認定	認定	不認定
第1類	37	37	2.4	2.9	第24類	14	24	0.9	1.8
第2類	15	13	1.0	1.0	第25類	151	139	9.7	10.7
第3類	59	53	3.8	4.1	第26類	7	12	0.5	0.9
第4類	23	12	1.5	0.9	第27類	4	7	0.3	0.5
第5類	44	46	2.8	3.5	第28類	14	15	0.9	1.2
第6類	44	29	2.8	2.2	第29類	57	20	3.7	1.5
第7類	85	70	5.5	5.4	第30類	102	73	6.6	5.6
第8類	16	13	1.0	1.0	第31類	8	11	0.5	0.8
第9類	114	95	7.3	7.3	第32類	40	33	2.6	2.5
第10類	22	10	1.4	0.8	第33類	79	44	5.1	3.4
第11類	124	73	8.0	5.6	第34類	4	14	0.3	1.1
第12類	57	32	3.7	2.5	第35類	45	52	2.9	4.0
第13類	0	4	0.0	0.3	第36類	23	13	1.5	1.0
第14類	24	25	1.5	1.9	第37類	17	11	1.1	0.8
第15類	1	2	0.1	0.2	第38類	4	1	0.3	0.1
第16類	33	26	2.1	2.0	第39類	14	10	0.9	0.8
第17類	21	11	1.4	0.8	第40類	3	7	0.2	0.5
第18類	44	77	2.8	5.9	第41類	24	20	1.5	1.5
第19類	37	31	2.4	2.4	第42類	23	22	1.5	1.7
第20類	35	31	2.3	2.4	第43類	34	34	2.2	2.6
第21類	29	27	1.9	2.1	第44類	12	13	0.8	1.0
第22類	3	2	0.2	0.2	第45類	5	1	0.3	0.1
第23類	4	3	0.3	0.2		1555	1298		

表Ⅱ-6-1 各区分の件数と割合



図Ⅱ-6-1 全体件数に対する各区分の割合（認定）



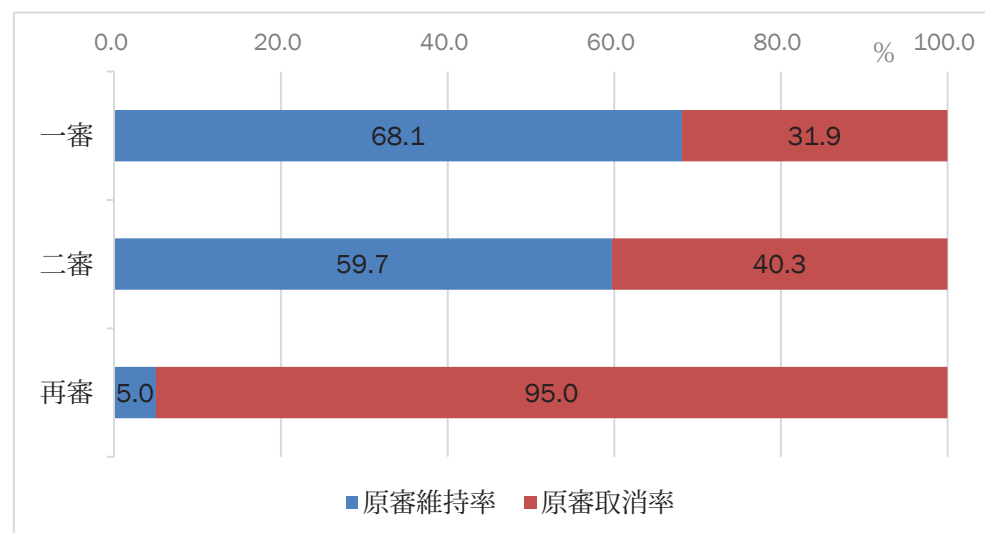
図Ⅱ-6-2 全体件数に対する各区分の割合（不認定）

(7) 原審維持率・取消率の分析

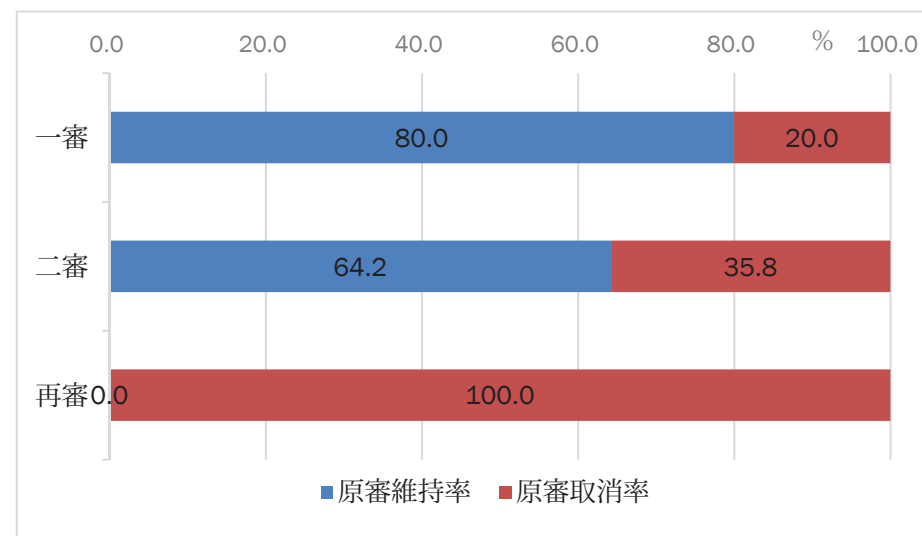
審級別・原審の結果別の原審維持件数・取消件数、原審維持率²³・取消率²⁴を下記図表の通り示す。今回の分析では、調査対象案件を原審で登録維持された案件と登録取消された案件とに分け、それぞれにおいて、審理結果が原審維持であった件数と原審取消であった件数とを集計した。

原審の結果	登録維持				登録取消			
	(A)原審維持件数	(B)原審取消件数	原審維持率	原審取消率	(A)原審維持件数	(B)原審取消件数	原審維持率	原審取消率
一審	1225	573	68.1	31.9	842	211	80.0	20.0
二審	795	536	59.7	40.3	479	267	64.2	35.8
再審	1	19	5.0	95.0	0	5	0.0	100.0

表Ⅱ-7-1 審級別・原審の結果別の原審維持件数・取消件数、原審維持率・取消率



図Ⅱ-7-1 原審において登録維持された場合の原審維持率・取消率



図Ⅱ-7-2 原審において登録取消された場合の原審維持率・取消率

²³ 原審維持率 = (A/(A+B))*100

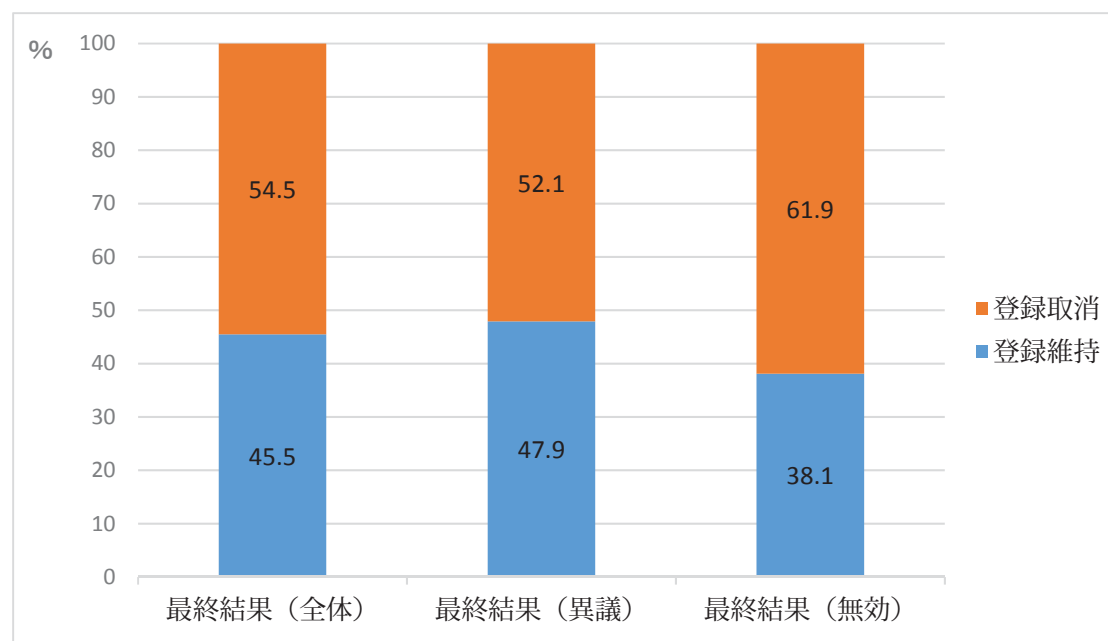
²⁴ 原審取消率 = (B/(A+B))*100

(8) 最終審の結果分析

最終審の結果（維持あるいは取消）について、それぞれの件数と割合を下記図表の通り示す。

	件数		割合	
	登録維持	登録取消	登録維持	登録取消
最終結果（全体）	1297	1554	45.5	54.5
最終結果（異議）	1032	1124	47.9	52.1
最終結果（無効）	265	430	38.1	61.9

表Ⅱ-8-1 最終結果の件数と割合



図Ⅱ-8-1 最終審の結果